

目標

○ 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現（農地の集積・集約化でコスト削減）

政策の展開方向

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク）
（都道府県に1つ）

- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け
- ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け
- ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理
- ④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進

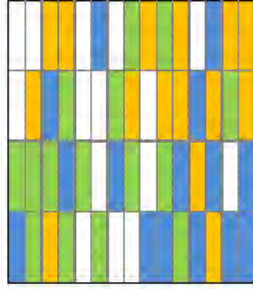
出 手

借受け

受 手

貸付け

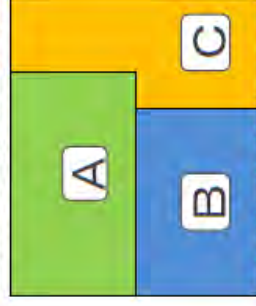
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約（イメージ）



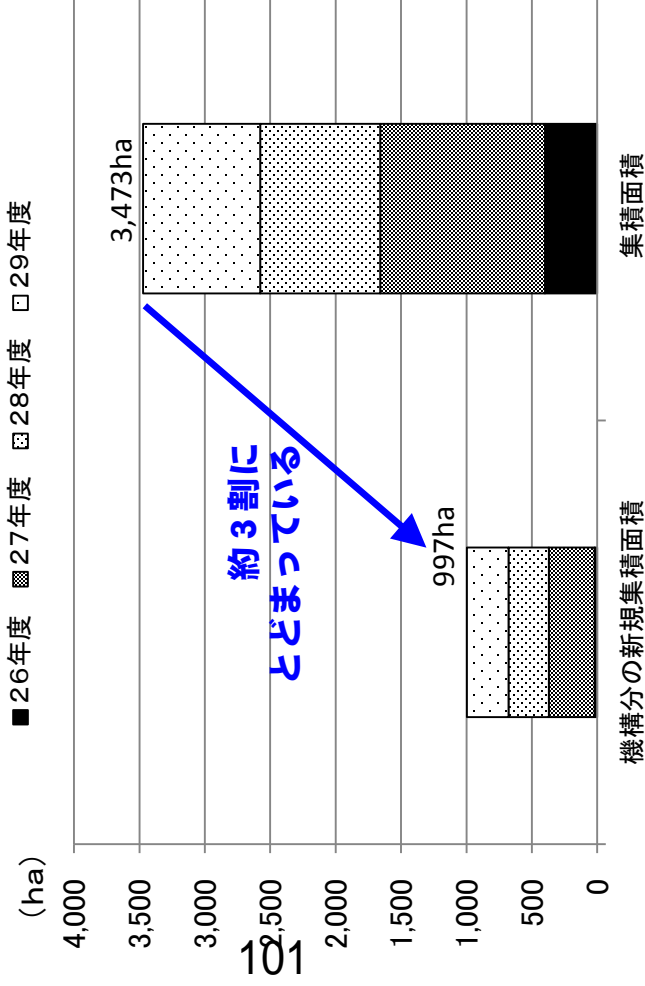
担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

【問題意識】 国、地方を挙げて、農地中間管理事業による農地集積を推進しているにも関わらず、同事業による集積面積は全体の約3割にとどまっている。従来制度（農業経営基盤強化促進法等）からうまく誘引できていない実態があるのではないか。

大分県における担い手への農地の集積状況



出典: 農地中間管理機構の実績等に関する資料 (農林水産省)

○ 農地の利用権の設定

| | 許可団体 | 許可までの期間 |
|-------------|-------|---------|
| 農地法3条 | 農業委員会 | 約1ヶ月 |
| 農業経営基盤強化促進法 | 市町村 | 約1ヶ月 |
| 農地中間管理事業 | 都道府県 | 約3ヶ月 |

※ 許可までの期間は、農業委員会、市町村等への聞き取りによる

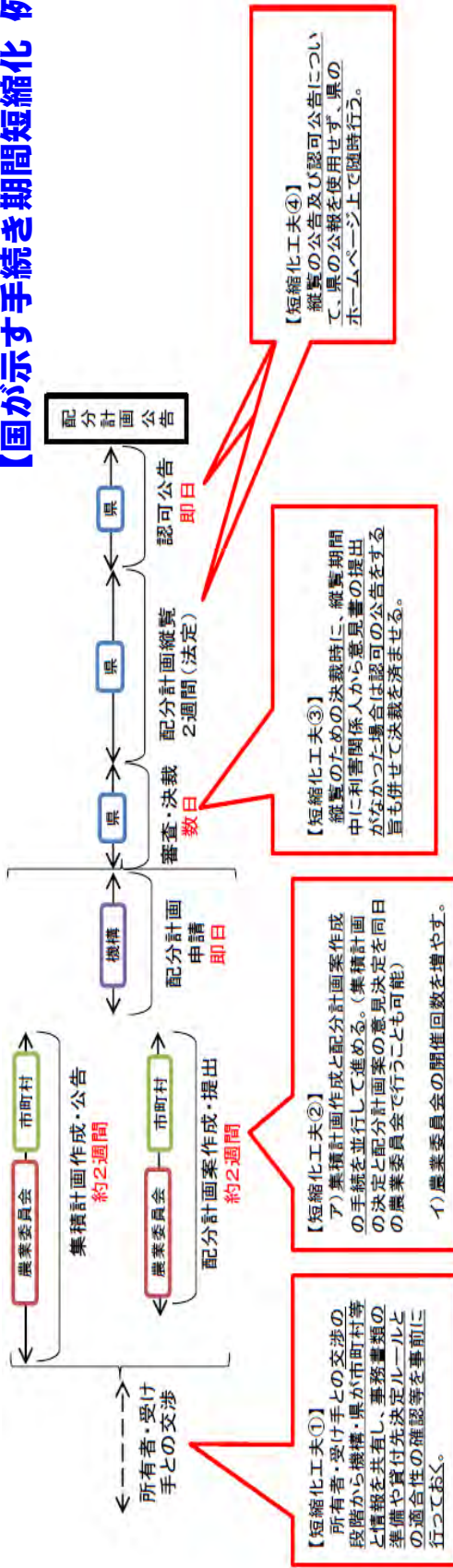
農地法や基盤強化法による農地の利用権設定に比べて、手続きに時間がかかる (現場の声)。



農地中間管理事業は、市町村が作成する農用地利用集積計画、機構が作成する農用地利用配分計画の2つの計画作成が必要であることに加え、知事認可に係る2週間の公告縦覧の期間もあることから、農業者、市町村等から手続きに時間がかかるとの声が出ている。

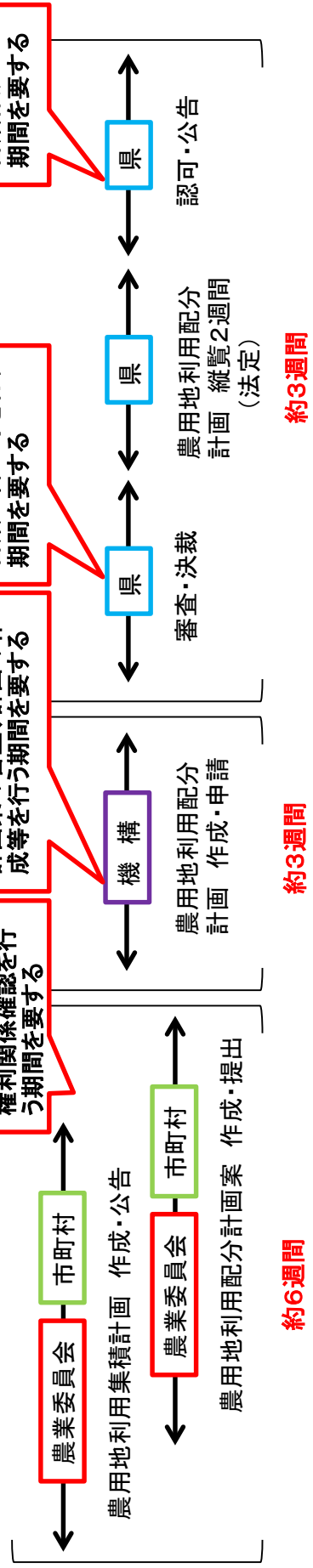
国が示す農地中間管理事業の手続き期間短縮化の例（計約5週間）を参考に、事務の迅速化を図っているところではあるが、それでもなお、約3か月間（12週間）を要している。

【国が示す手続き期間短縮化 例】



計約5週間

【大分県の手続き期間 例】



計 約3ヶ月間(12週間)

求める措置の具体的内容

◎農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条3項

都道府県知事は、第一項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用配分計画を当該公告の日から**二週間公衆の縦覧に供し**なければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律 附則第2条

政府は、この法律の施行後五年を目的として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。⇒**見直し規定あり**

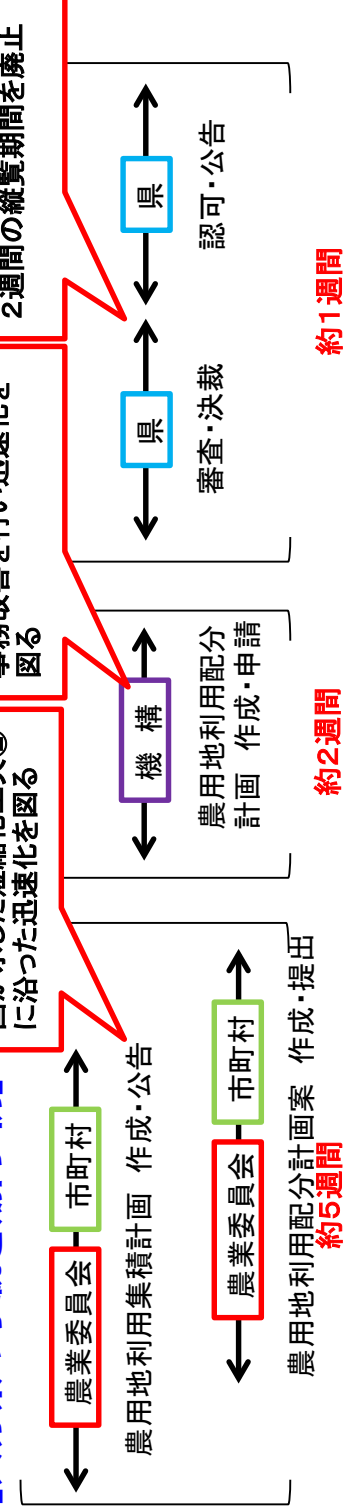
◎ **公告の日から2週間公衆の縦覧に供することを廃止**

【効果】

- ①担い手による速やかな営農活動に資する。
- ②農地中間管理事業の利用向上が期待できる。

- 大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。
- 現行制度上でも、農用地利用配分計画案については、市町村農業委員会の意見等を確認しており、土地の所有者、使用者等の利害関係者とも調整を図ることができている。

【大分県の手続き期間 例】



農地中間管理事業の手続き期間が短くなって、利用しやすいね。



約1週間

約2週間

約5週間

計 約2ヶ月間(8週間)

(岡山県提案)

土地改良事業（線の整備事業）の 受益地変更要件等の明確化

平成30年7月

岡山県

提案内容について

事業実施中の土地改良事業(線的整備事業)について、

- 事業完了までは受益地設定を含む事業計画の変更を可能とすること
- 受益地の変更可否の判断基準(事例集の作成を含む)及び変更に係る手続の手順等を明確化すること

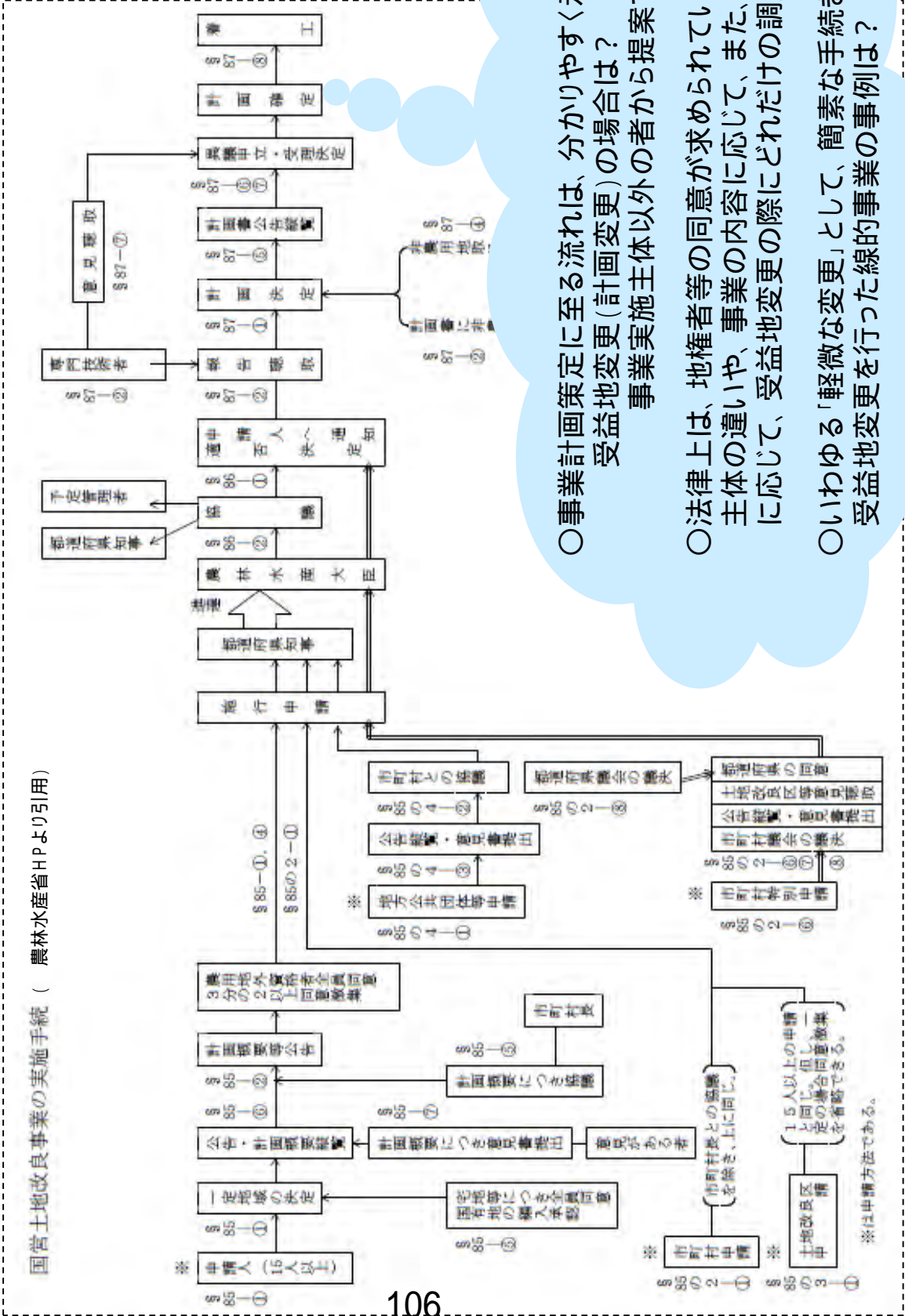
受益地を変更するにあたって、法定の同意等に加えて要件・条件があるのか
事業実施主体との協議等を含め、どのような手続が発生するのか
手続を進める上でどのような書類が必要となるのか
全体としてどの程度時間を要するのか

規模等によって、事業(工事)期間が10年以上に及ぶケースもある中、
基準・手続が明確となることで

地域の実情に応じた柔軟な土地利用の検討を
進めやすくなる

土地改良法における土地改良事業の流れ

国営土地改良事業の実施手続（農林水産省HPより引用）

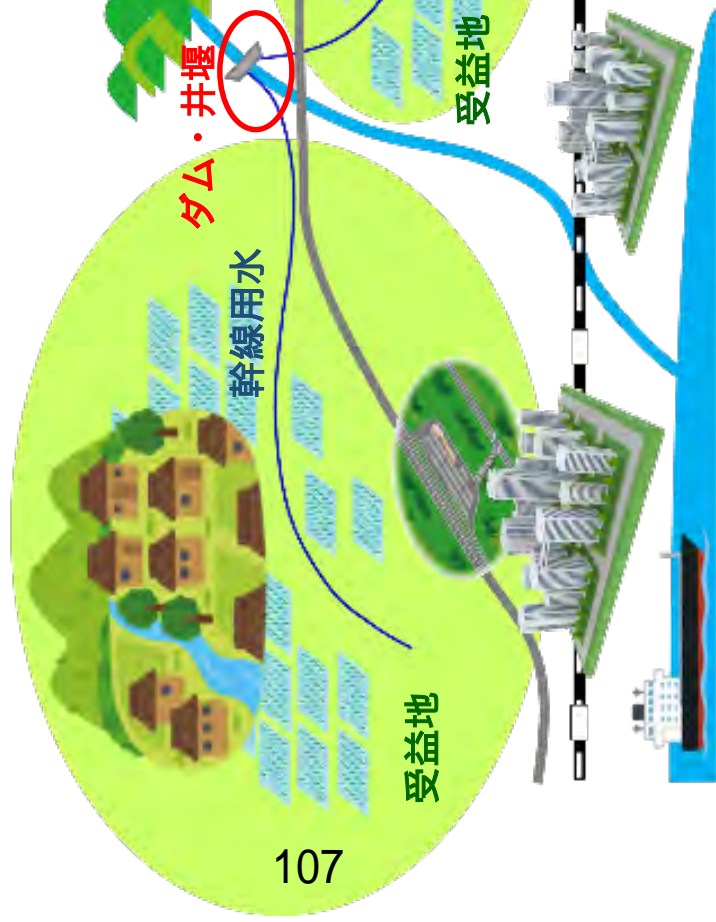


- 事業計画策定に至る流れは、分かりやすく示されている。受益地変更（計画変更）の場合は？
事業実施主体以外の者から提案できる？
- 法律上は、地権者等の同意が求められているが、事業実施主体の違いや、事業の内容に応じて、また、公的補助の有無に応じて、受益地変更の際にどれだけの調整が必要？
- いわゆる「軽微な変更」として、簡素な手続きで受益地変更を行った線の事業の事例は？

土地改良事業の線の整備事業について

農業振興上必要不可欠な事業であるが、受益地に関しては**制約**が存在

土地改良事業（線の整備事業）イメージ



土地への直接投資の有無に関わらず
広大な面積が受益地設定されるケースが多い

例) 水源のダム、井堰の改修等を行う場合

➡ ダム等が起点となりカバーするエリアを受益地に設定

(改修等の事業執行申請時)

農地以外の利用の具体計画がない場合

従前の事業で
受益地設定



引き続き
受益地設定

事業が長期間にわたるケースが多い

例) 農用地区域内農地の場合、事業完了後も含めた制約

➡ 事業期間(例えば10年) + 事業完了公告後(8年)

社会経済情勢の変化に即応した土地利用にむけて、基準・手続等の明確化により円滑な受益地変更を可能とした上で、土地利用の検討の機会を確保することが必要！

参考 受益地変更を含めた土地利用の検討の例



< 参考 >
 当面の検討地区 (A地区)
 現状: 第1種農地 約4ha

大型物流施設
 H29立地 (投資額 非公表)
 敷地面積 5.1ha 延床面積 4階建38千㎡

大型物流施設 (2棟)
 H25 & H27立地 (投資額 約192億円)
 敷地面積 6.7ha
 延床面積 5階建156千㎡
 各数値は2棟合計のもの

将来的な検討地区 (B地区)
 現状: 農用地区域内農地

(周辺環境)
 インターチェンジ周辺への新たな企業立地
 道路整備の進展
 (地元からの声)
 インターチェンジのポテンシャルを生かした
 農業以外の土地利用の検討 (地元市町村)
 後継者の不在等による
 将来的な農業継続の不安 (耕作者)

地方分権改革に関する提案

「地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする
無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し」

川口市消防局

求める措置の内容

地方公共団体が災害時等で飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練について、実災害時での飛行をより安全かつ正確に行うために、飛行訓練時の規制緩和を求めもの。

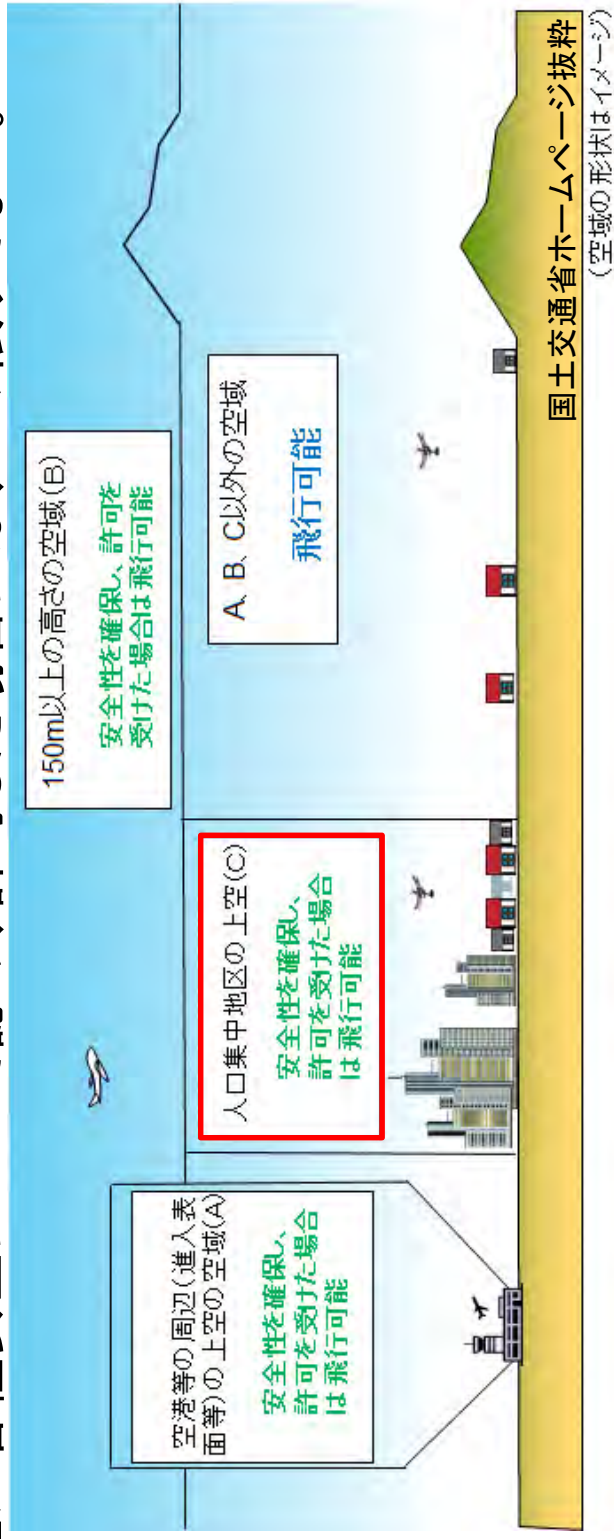
具体的な内容

- ①人口集中地区(DID)でも飛行範囲を逸脱することがないような措置(ロープ等を付ける・四面をネットで囲み、ネットより高い高度を飛行しないように機械制御する等)を行い、かつ十分な飛行経験を有するものが、各種監視・指導のため立会いをすれば、許可等を不要とする(航空法適用除外とする。)
- ②災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。

航空法

飛行の禁止空域(航空法第132条)

下図空域内においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣が各種安全について認め、許可した場合には、この限りでない。



捜索、救助等の特例(航空法第132条の3)

国若しくは地方公共団体等が捜索又は救助その他緊急性があるものために
行う無人航空機の飛行については、上記内容は**適用しない**。

→火災・救助現場等は許可等不要

具体的な支障事例

搜索、救助等のための特例により、災害時での飛行は許可等不要

しかし、

実災害(屋外)で飛行させるための知識と技術は必要

屋外での飛行訓練は必須

許可等取得していない者が飛行させるには・・・

- ①許可等不要な屋外で飛行させる。
※「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲まれている場合は、屋内とみなすことができる」(無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&A抜粋)
- ②国土交通大臣の許可等を得た後に屋外で飛行する。
※許可等要件には10時間の飛行経験が必要である。